

## 2 IT

### ア 情報通信ネットワークインフラの整備促進

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
線路敷設の円滑化 （国土交通省）	(b) 道路等の公的空間への敷設円滑化 ) 道路、河川、港湾等の公的空間における光ファイバーの収容空間ネットワークの整備・開放を推進するとともに、収容空間に関する情報提供の充実を図る。	順次実施			(国土交通省) 2004年度までに、道路、河川、港湾等の公共施設管理用光ファイバーの整備や電線共同溝の整備等による無電柱化等にあわせて、約3万6千kmの収容空間等を整備。更に、収容空間等に関するデータベースを作成し、インターネットによる公表を実施した。	

### ウ 電子商取引ルールと新たな環境整備

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(金融庁) <金融ア30の再掲>	b 電子媒体による銀行の公告の実現 商法同様、銀行にも電磁的方法による決算公告を許容するとともに、平成15年度中に商法改正法案の提出が予定されている「公告一般の電子化」の措置の際にも同様の手当てを行うことについて検討し、結論を得る。			検討・結論	<金融ア30の再掲>	
(金融庁、法務省) <金融ア23の再掲>	c 電子媒体による信託銀行の公告の実現 信託銀行が行う次の(a)～(c)の公告について、電磁的方法(インターネット)の利用を可能にするための検討を行い、結論を得る。 (a) 定型的信託契約に係る約款変更時の公告 (b) 貸付信託に係る信託契約締結時・信託約款の変更時の公告		検討開始	検討・結論	<金融ア23の再掲>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
電子契約、情報財契約のルール (経済産業省)	b プログラム取引における利用者保護措置を定める「特定電子取引の円滑化に関する法律案」(仮称)を国会に提出するなど、所要の制度整備を行う。 【電子商取引等に関する準則(平成14年3月29日)】 【「電子商取引等に関する準則」改訂(平成14年7月30日)】	一部措置済 (3月準則策定)	逐次検討			
21電子商取引の促進のための既存制度の見直し (関係府省)	対面行為の義務付け、事業所・人員などの必置規制、書類保存義務など、電子商取引の成長を妨げる既存の法律や規制の改定について検討する。 【平成13年経済産業省令第20号等】	逐次検討			(農林水産省) 卸売市場法を改正し、中央卸売市場において、インターネット等を活用した電子商取引を行う場合にあっては、市場開設者の承認の下、物品を市場に搬入して取引しなければならない商物一致原則の対象外とする規制緩和を行った(平成16年6月9日施行)。	
29ADRの整備 (経済産業省及び関係府省)	a 既存の相談機関の紛争処理能力向上及びADR(Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争処理)機関相互のネットワーク化を図り、消費者へのワンストップサービスの実現を目指すとともに、トラストマーク制度における市場メカニズムを利用したBtoC(対消費者)電子商取引のための新たなADRスキームの構築を行う。 【日米韓のトラストマーク制度実施機関による国際連携の合意(平成13年9月14日)】 【日韓星台のトラストマーク制度実施機関によるアジア・トラストマーク・アライアンス(ATA)の創設(平成15年1月)】 【日本訪問販売協会により、拘束力のある業界ADRとして「消費者取引紛争処理機構」創設(平成14年6月6日)】	一部措置済 (9月合意)	一部措置済 (1月ATA創設)	措置		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
31通信と放送の融合に対応した制度整備 (総務省)	通信、放送を取り巻く環境の大きな変化への的確な対応を図る観点から、以下の措置を講ずる。				(総務省) - 通信衛星を利用した新たなサービス展開の円滑化に資するため、技術動向やニーズ等について注視しており、今後とも、必要に応じ、「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」(平成13年12月26日策定)を見直すこととしている。	
	b いわゆる「限定性を有する放送」について、今後、新たなサービスの出現に応じて、メディア特性に応じた規制の在り方を検討する。 【「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」改訂(平成13年12月26日)】	逐次実施				
33放送のデジタル化の推進 (総務省)	放送のデジタル化の推進については、マスメディア集中排除原則の緩和の検討を含めた環境整備を推進する。 【平成13年総務省告示第475号、第476号等】 【平成14年総務省告示第549号、第550号等】 【地上デジタルテレビジョン放送局の免許方針(平成14年9月27日)】	逐次実施			(総務省) 地上テレビジョン放送については、平成15年12月に関東・中京・近畿の三大広域圏でデジタル放送が開始されたところであるが、「放送普及基本計画」及び「放送用周波数使用計画」の一部変更等(平成15年総務省告示第557号、平成16年総務省告示第55号等)を行い、デジタル化に伴う環境整備を推進した。 また、マスメディア集中排除原則については、平成15年6月に「放送法施行規則」等の一部改正を行いBSデジタル放送のマスメディア集中排除原則を緩和したほか、平成16年3月に地上放送等についてマスメディア集中排除原則の緩和を行うため、「放送局の開設の根本的基準」等の一部改正を行った。	

## エ 社会・行政の情報化の推進

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
23 ETCの推進 (国土交通省)	一般利用者に対するサービスを平成14年度中に全国の主要な料金所に拡大、おおむね5年後を目途に都市高速道路においてETC(Electronic Toll Collection System:ノンストップ自動料金支払いシステム)に限定した利用を目指す。	逐次実施			<p>(国土交通省)</p> <p>ETCサービスの拡大については、平成14年度末時点で全国の主要な約900箇所の料金所に拡大し、整備目標を達成した。引き続きサービス拡大を続け、平成16年4月には、基本的に全ての料金所でサービスが受けられるようにした。</p> <p>平成17年度には、ETC車載器リース制度や車載器購入者に対する料金還元キャンペーン、多様な料金割引の実施等により、ETC利用率は全国で約60%に達している。</p> <p>また、都市高速道路においてはETCに限定した曜日別時間帯別割引を実施するなど、平成20年度の対距離料金制導入に向けた社会実験を推進している。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
26 ITS技術の国際標準化の推進(警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省)	<p>ITS(Intelligent Transport Systems:高度道路交通システム)関連産業の国際競争力強化の観点も踏まえつつ、車両の走行を支援するシステムやDSRC(狭域通信)システム等をISO(国際標準化機構)及びITU(国際電気通信連合)に提案する等により各種ITS技術の国際標準化を目指す。</p> <p>(平成17年度末までの間)</p>	逐次実施			<p>(警察庁)</p> <p>ISOにおいて、緊急車両優先制御(PRESTO)について、平成16年10月にCD(委員会原案)として承認され、DIS(国際規格案)段階への移行に向けた作業を行っている。</p> <p>(総務省)</p> <p>ITUにおいて、DSRCのASL(Application Sub-Layer:5.8GHzDSRCシステム上で複数のアプリケーションの実行を可能とするアプリケーション・サブレイヤ)を既存のDSRC関係勧告に追加すべく、その修正案を提案していたところ、平成17年6月に国際勧告(ITU-R勧告M.1453-2)として承認された。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>平成16年度において、新たに二つ項目がISO化された。このうち、一項目は、日本主導で整理したものである。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>2003年10月にISOにおいて走行を支援するシステムに用いる狭域通信に関する仕様がDIS(国際規格案)投票で可決され、FDIS(最終国際規格案)に移行した。</p> <p>また、2005年11月にISOにおいて、上記狭域通信を幅広いアプリケーションで利用するための仕組みについての標準化作業が、NP(新規提案項目)の国際投票に付せられることとなった。</p> <p>2002年12月時点でISOにおいて公共交通の情報通信プロファイルがCD(委員会原案)となっている。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
29 ITに係る刑事基本法制の整備 (法務省) <法務ウの再掲>	IT経済社会における刑事の基本法制について、高度情報通信ネットワーク社会の安全性及び信頼性の確保に資するため、法的基盤の整備を行う。					
	b 平成17年までに、各種ハイテク犯罪に対する罰則、情報通信ネットワークに関する捜査手続について、必要に応じた法整備を行う。	必要に応じて法整備			<法務ウの再掲>	
32行政の情報化 (各府省)	a 行政情報化の総合的・計画的推進 行政の情報化については、「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)等を踏まえ、添付書類の簡素化を始めとする手続そのもの見直し、国民にとって安心かつ使いやすいシステムの整備などに積極的に取り組むとともに、国民等の要請にこたえ、電子政府の早期実現を目指す。	13年度以降逐次実施			<p>(各府省) (金融庁) 手続の簡素化・合理化については、簡素化・合理化計画に基づき、今後、必要性の乏しい手続(処理件数0件のもの11手続、必要性が失われたもの25手続)の原則廃止に向け、所要の措置を講ずることとしている。</p> <p>また、処理期間短縮のための処理フローの見直し等(27手続)については、平成17年度末までに、処理フローの簡素化等により処理期間の短縮を図った。</p> <p>(農林水産省) 必要性の乏しい手続の廃止、申請・届出の頻度軽減など申請・届出手続の簡素化を平成17年度までに実施した。</p> <p>(経済産業省) 電子政府の実現については、平成15年7月に決定された「電子政府構築計画」に基づき、国民の利便性・サービスの向上と、IT化に対応した業務改革を基本方針として、各種施策に取り組んでいる。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(各府省)	(d) 国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等 手続を、平成15年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする。その際、可能な限り、平成14年度までに個別手続のオンラインシステムを整備する。	一部措置済			措置	<p>経済産業省としては、平成16年9月に「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」を策定し、官房基幹業務・システムの見直しを進めている。また、平成17年度末までに、「国家試験業務の業務・システム最適化計画」を策定する予定である。</p> <p>(環境省) 引き続き、「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)等を踏まえ、添付書類の簡素化を始めとする手続そのもの見直し、国民にとって安心かつ使いやすいシステムの整備などに積極的に取り組むとともに、国民等の要請にこたえ、電子政府の早期実現に向けて取り組んでいる。</p> <p>(金融庁) 電子政府構築の一環として、「金融庁電子申請・届出システム」を開発し、平成15年3月20日より一部の行政手続について、従来からの書面による申請・届出等の手続に加え、インターネットを利用したオンラインによる手続を可能とした。</p> <p>(農林水産省) 平成15年度までに、1,093手続について、手続をオンラインで行えるように措置した。</p> <p>(経済産業省) 経済産業省においては、平成15年度末までに、全ての手続についてオンライン化実施済み。</p>

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
					(環境省) 個別手続のオンラインシステムは整備済み。 既存の申請・届出等手続は実質的に措置済みであり、その後も法令の制定・改廃にあわせて逐次実施。その後、「金融庁所管行政手続等の電子化推進に関するアクションプラン」(平成14年8月金融庁行政情報化推進委員会決定)に基づきシステム整備を行い、平成16年3月29日より、当庁が扱う申請・届出等の手続1,398手続全件について、オンラインによる手続を可能とした。	
(財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	さらに、昨今の進歩著しい情報技術革新の潮流と今回のシングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、既存システムの相互接続にとどまらず、改めて輸出入・港湾に関する全ての手続の徹底した見直しを行い、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新しいシステム構築について検討する。		逐次検討		(財務省・法務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省) 輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画については、財務省が取りまとめ府省として関係府省及び関係民間業界と連携して検討を行い、平成17年12月28日にC10連絡会議にて決定・公表された。当該最適化計画において、今後、府省共通ポータルの開発による次世代シングルウィンドウの実現等を行い、ワンストップサービスの一層の推進を図ることとしている。	
(各府省)	d 国庫金事務の電子化 国税、年金徴収・支払等国庫金事務について、電子化を推進する。	13年度以降逐次実施			(各府省) (環境省) 環境本省においては、従前より官庁会計事務機械化システムが導入され、国庫金事務の電子化が図られているところであるが、平成17年10月1日より新設された地方環境事務所(全国計7官署)においても上記システムが導入され、電子化の対象範囲が拡大された。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(財務省)	(a) 国税の申告、申請・届出等手続について、平成15年度から、一部税目についてインターネット等による申告等を可能とする。			15年度以降逐次実施	(財務省) 国税の申告(所得税、法人税及び消費税)及び申請・届出等手続については、インターネット等により手続を可能とするシステム整備を行い、平成16年2月2日に名古屋国税局管内において運用を開始し、同年6月1日に全国に運用を拡大した。 また、酒税及び印紙税の申告手続についても、同様のシステム整備を行い、平成17年4月11日から運用を開始した。	
(総務省、経済産業省、財務省及び関係府省)	e 情報システムに係る政府調達制度の見直し (a) 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月29日、4月22日改定 情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において申し合わせた事項への取組を推進するため、定期的なフォローアップを行う。			逐次実施	(総務省・経済産業省・財務省及び関係府省) 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月29日情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承。平成16年3月30日改定)に定められた事項に関し、平成15年度における各府省の取組状況に関するフォローアップ調査を実施し、平成16年12月に公表した。 引き続き、平成16年度においても、フォローアップ調査を実施し、平成17年12月に公表している。	
(総務省)	f 地方公共団体における行政情報化の推進 (a) 地方公共団体を相互に接続する総合行政ネットワークについて、平成15年度までに構築する。また、速やかに霞が関WANとの接続を図る。	都道府県、政令指定都市等との構築	市町村との構築		(総務省)	
	(b) 国の行政機関の認証システムと整合性のある地方公共団体の組織認証システムについて、平成15年度までに構築する。	都道府県、政令指定都市等における構築	市町村における構築		(総務省) 平成18年3月末時点認証局設置率 都道府県 100% 市区町村 65.0%  引き続き地方公共団体に構築を要請	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
39 学術報告書の電子化 (関係府省)	公的機関、国公立大学発行の論文・報告書、国からの直接委託等により民間企業等において研究開発したものの成果について、可能な限りインターネット等で電子データ等による公開を進める。	検討・逐次実施			(総務省) 独立行政法人情報通信研究機構において、研究成果公開システムを平成16年10月29日よりホームページ上で公開し、論文等の書誌情報が閲覧できるようになった。また、「年報」「季報(英語版はジャーナル)」については、平成16年3月より公開している。これらは、毎年データの更新を行っている。	
40 工業所有権に関する手数料納付の電子化 (経済産業省)	工業所有権に関する手数料納付について、手数料の決済に関するリスク負担等を踏まえつつ、電子化に必要な措置について検討を進める。 【行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)】 【行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成14年法律第152号)】	検討	一部措置済 (2月法律施行)	システム開発 (17年度中に運用開始)	(経済産業省) 工業所有権に関する手数料納付の電子化について、インターネット等を利用した電子納付を平成17年10月から開始した(平成17年10月3日施行)。	